

# 大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH trụ sở chính

日本とベトナム・ミャンマーの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。  
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。  
→口ご氏名：

【9月は「ワクチンハラスメント」についてです。】

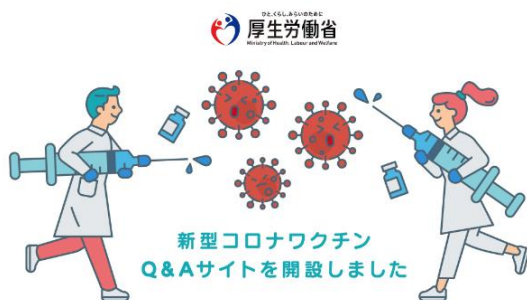
## 【1. 「ワクチンハラスメント」とは】

「早くワクチンを打ってください。」と社員に強制することは、ハラスメントの可能性があります。

理由は、予防接種法9条に予防接種は努力義務であると規定されており、ワクチンを打つか打たないは個人の判断に委ねられているからです。

これは、ワクチンを打ちさえすれば自分がコロナに感染することも他人に感染させることもなくなるという勘違いから来ています。

「強制にならないように気を遣って推奨する」  
これが重要です。



強制するような言い方や、接種しないと出勤させないなど退職に追い込むようなやり方は、パワハラであり、認められません。

## 【2. 今、必要なことは？】

多くの会社では事業の継続のため、ワクチン接種を推奨しているようです。

また、全員がワクチン接種を終えれば、対面による会議の再開や、マスクなしで業務を行うことも可能になるかもしれません。

しかし、メリットがあるからといって全社員にワクチン接種を強要することはできません。

厚生労働省の  
新型コロナウイルス  
相談窓口

フリーダイヤル

0120-761770

(午前9時～午後9時)  
土日祝も実施

会社の方針だからといって、拒否する社員に対して不利益な扱いをしてはいけません。

また、接種しないと出勤させないなど退職に追い込むようなやり方をしないように配慮が必要です。

いずれにしても、今必要なことは、それぞれが正しい情報を収集したうえで、きちんと対応することです。

情報が氾濫して、また簡単に手に入る時代です。  
経営者として、人事担当者として、一社会人として、誤った情報に流されることのない行動を心がけることが必要でしょう。

## 【編集後記】

9/7のニュースで、以下のような、40代50代専用のワクチン接種会場ができるという報道がありました。

(NHKニュースより)

大阪府は、新型コロナのワクチン接種を加速させるため、重症化のリスクが懸念されている40代と50代の人や、大学入試などを控えた受験生を対象にした接種会場を、大阪市内に2か所、新たに設置することになりました。

重症化のリスクが懸念されている40代と50代の人や、大学入試などを控えた受験生を対象にした新たな接種会場を、9月下旬以降、大阪・中央区の大阪府庁新別館南館と、西区の大同生命大阪本社ビルに、順次、設置することになりました。

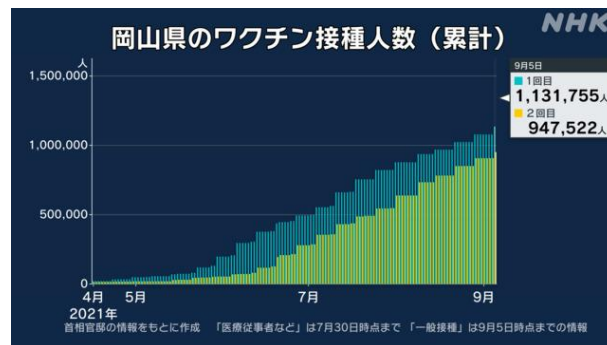
動画で、新型コロナワクチンを受ける流れについて6つのステップでご説明しています。

▶ 動画を見る



このうち、大阪府庁新別館南館の会場では、水曜日と木曜日、それに金曜日に40代と50代の人を、また、土曜日と日曜日は、高校3年生以上の大学入試などを控えた受験生を対象に、受け付けることにしています。

また、大同生命大阪本社ビルの会場では40代と50代の人に絞って受け付けることにしています。



これらの会場で、11月までにおよそ2万2000人に2回の接種を行いたいとしていて、吉村知事は、「この機会に40代と50代の方は受けてほしい。また、高校生などにとって重要な受験を、コロナで押しつぶされることのないようにしたい」と話しています。

ワクチン接種に向けて、総力戦です。

まだ受けていない人は受けられるチャンスです。

### 全身

疲労、頭痛、関節痛・筋肉痛、悪寒、発熱、吐き気

### 接種部

痛み、腫れ、赤み



## 【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所本店

森 啓治郎

大阪市北区豊崎3-20-9-705

弊社のホームページ・Facebookの訪問をお待ちしております

→「<https://ocsr.jp/>」

「<https://www.facebook.com/ocsr.jp/>」

\*\*\*\*\*

・大阪府社会保険労務士会所属  
会員番号第10504号

・日本労働法学会正会員  
会員番号762-766-0894号

・大阪出入国在留管理局特定技能労働者登録  
支援機関 登録番号19-001426